週休2日工事(発注者指定型)に関するQ&A

※建築工事、港湾工事、漁港工事は除く

Q 1) 岡山市が発注する原則全ての建設工事とは具体的にどのような工事が対象となるのか。

- A1 次の積算基準を適用した案件が対象工事となります。
 - · 土木工事標準積算基準
 - •機械設備積算基準
 - ・土地改良工事積算基準(土木工事)及び(施設機械)
 - 治山林道必携
 - · 下水道用設計標準歩掛表

Q2)週休2日工事の対象外となる工事とは

- A 2 (1) 災害復旧工事等の緊急を要する工事
 - (2) 設計金額が400万円以下の工事
 - (3) 単価契約工事
 - (4) その他週休2日の確保が困難であると判断される工事
 - *建築工事については別途「岡山市建築工事おける週休2日工事実施要領」による

Q3)対象工事を受注し、週休2日工事を達成できなかった場合にペナルティーはあるのか。

A3 週休2日を達成できなかった場合(通期及び月単位)において、工事成績評定での減 点等のペナルティーはありません。

ただし、工事の積算については、補正なしとして減額変更します。

Q4)必ず土・日曜日に休まないといけないのか。

A 4 原則として土・日曜日を休日として確保し、現場を完全閉所とすることとしています。 ただし、地元条件や天候等によりやむを得ず土・日曜日に作業を行う必要が生じた場合 は、事前に発注者と協議して振替日を設定することができます。

Q5) 祝日、夏期休暇及び年末年始休暇が土・日曜日と重なった場合はどのような扱いに なるのか。

A 5 祝日は、通常の土・日曜日と同様に扱ってください。また、夏期休暇及び年末年始休暇については、週休2日工事の対象期間から除いてください。

Q6) 振替日はいつでもよいか。

A 6 振替日は、作業を行う必要が生じた土・日曜日の前後2週間以内の土・日曜日以外の曜日(国民の祝日、夏期休暇及び年末年始休暇を除く。)に設定してください。 なお、月単位の週休2日の場合は、振替日は前後1週間以内に限ります。(振替日が1 週間を超える場合、月単位の週休2日の達成とはなりません。)

Q7) 降雨等による休工日を振替日に設定してもよいか。

A 7 降雨等により土・日曜日に作業を行う必要が生じた場合は、作業を行う前に発注者と 協議して降雨等による休工日を振替日に設定することができます。ただし、振替日は、 作業を行う土・日曜日の前後2週間以内の土・日曜日以外の曜日(国民の祝日、夏期休 暇及び年末年始休暇を除く。)に設定してください。

なお、月単位の週休2日の場合は、振替日は前後1週間以内に限ります。(振替日が 1週間を超える場合、月単位の週休2日の達成とはなりません。)

Q8) 現場内における災害や事故等で土・日曜日に予定外の作業が発生した場合は、振替 日を設定する必要があるのか。

A8 受注者の責によらない事由と判断できる場合は、週休2日の対象日から除きます。従って、振替日の設定は不要です。ただし、作業が発生した事由を速やかに発注者に報告してください。

Q9) 夏期休暇及び年末年始休暇はどのように定めるのか。

A 9 夏期休暇及び年末年始休暇は受注者が定めるものとし、施工計画書に併せて提出する「休日等取得計画・実績表」に明示してください。夏期休暇及び年末年始休暇は、週休 2 日の対象期間に含まれないため、注意をお願いします。

Q10) 週休2日の対象期間とは何か。

- A10(1)「対象期間」とは、工事着手日(準備期間は含まない)から工事完成日(後片付け期間は含まない)までとし、次の期間は対象期間から除く。
 - ア年末年始休暇、夏期休暇
 - イ 工場製作のみを実施している期間
 - ウ 災害時の緊急対応等、受注者の責によらず休工を余儀なくされる期間 (工事全体 を一時中止している期間を含む)
 - (2)「工事着手日」とは、工事目的物の施工に係る現場作業について、着手する日をいう。
 - (3)「工事完成日」とは、工事目的物の施工に係る現場作業(工事完成検査まで設置が必要な安全施設類等の撤去や後片付けを除く。)が完成した日をいう。

Q11) 休日の確認はどのように行うのか。

A11「休日等取得計画・実績表」に休日の取得実績を記入し、毎月初めに実施工程表に併せて発注者に提出してもらうとともに、取得実績が確認できる書類(工事日誌、出勤簿等 **当該現場を完全閉所したことを確認できるものに限る。**)を併せて提示してもらい休日 の確認を行います。

Q12)週休2日工事の実施に伴う工期の延長は認めてくれるのか。

A12 現在の工期設定においては、雨天、土・日曜日、祝日、夏期休暇及び年末年始休暇等を見込み設定しており、週休2日工事の実施に伴う工期の延長は原則認められません。

なお、天候の不良など受注者の責によらない事由により工期内に工事を完成することができない場合は、工事請負契約約款第22条の規定により発注者に工期の延長変更を請求することができます。

Q13) どのような場合に設計変更となるのか。

A13 発注時に労務費等、各経費に通期の補正係数を乗じて許容価格を算出しており、対象期間において発注者が認めた振替日を含めて、月単位の週休2日を達成した場合は月単位の補正係数を乗じて設計変更します。通期の週休2日を達成(累計の達成率100%)できなかった場合は、補正なしとして減額変更します。

Q14) どのような場合に工事成績評定で評価するのか。

A14 対象期間において発注者が認めた振替日を含めて、通期の週休2日を達成(累計の達成率100%)できた場合に、工事成績評定の「工程管理」で評価します。なお、週休2日の達成率は次の計算式で算出します。

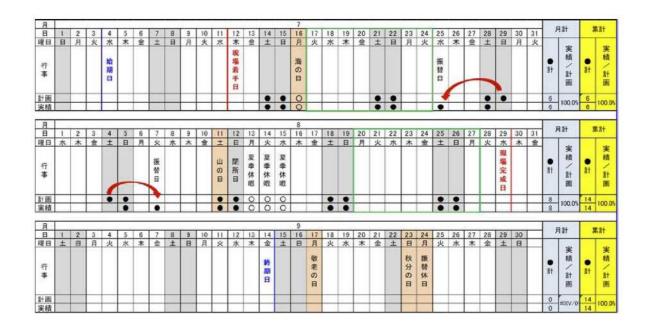
達成率 (%) = 「休日実績の累計日数」/「土・日曜日の累計日数」×100 ※休日実績は、休日として取得した土・日曜日の日数とする。(発注者が認めた振替日を 含む。)

Q15) 工事成績評定で評価するのか。

A15 対象期間において通期の週休2日を達成(累計の達成率100%以上)できた場合、 工事成績評定において監督員及び総括監督員の評価項目である「工程管理」で評価しま す。

Q16) 対象期間に「休日である土・日曜日の前後に計6日の開所日を有する連続した8日間の期間を1回以上含むものとする」とはどういうものか。

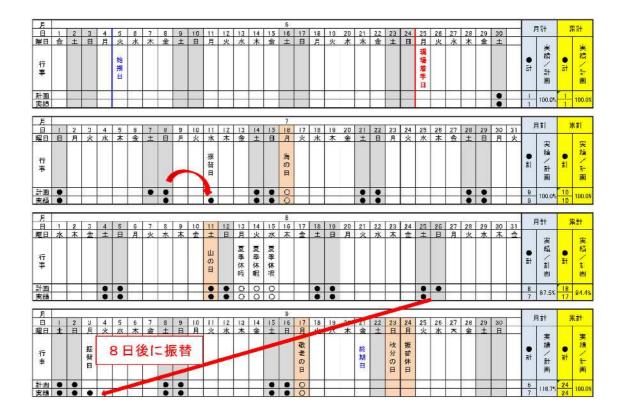
A16 休日である土・日曜日の前後に計6日の開所日を有する連続した8日間の期間とは、 緑枠で囲んだように、開所日が6日、かつ、完全閉所した土・日曜日2日であることを 指します。緑枠のような連続した8日間が対象期間に1回以上あるような計画を立て、 実施してください。(現場作業が短く、上記期間が確保できない工事は、週休2日の達成とはなりません。)



Q17) 「月単位の週休2日の達成」とはどういうことか。

A17 対象期間が4週間(28日)以上であり、達成率が100%以上となっている場合を 指します。(振替日が前後1週間以内の場合に限ります。)

下記の例では、累計の達成率が100%となっておりますが、振替日が1週間を超えているので、月単位の週休2日の達成とはなりません。(通期の週休2日の達成のみとなります。)



Q18) 業務委託は週休2日工事の対象になるのか。

A18 業務委託は、岡山市週休2日工事(発注者指定型)実施要領の対象工事となりません。

Q19) 開所日とは何か。

A19 開所日とは現場作業や現場事務所での事務的作業を行う日とします。なお、現場管理 上必要な作業のみを行う場合は閉所日として扱います。現場管理上必要な作業とは、巡 回パトロールや保守点検及びコンクリート養生等の品質確保上最低限の作業等です。

Q20) 履行証明書はどんな場合に発行するのか。

A20 通期の週休2日を達成した上で完成検査に合格した受注者が希望した場合のみ工事担当課が発行します。

Q21) 週休2日の対象外工事において、契約後に週休2日工事を希望することは可能か。

A21 週休2日の対象外工事については、通期及び月単位の週休2日を達成しても、 労務費等の補正や工事成績評定での評価等は行いません。

Q22) 「土地改良工事積算基準(土木工事・施設機械)・治山林道必携」工事において月単位の週休2日に取り組むことは可能か。

A22 農林水産部発注工事(土地改良工事積算基準)においても、受注者が自ら月単位の週休2日に取り組むことを妨げませんが、月単位の週休2日を達成しても設計変更は行いません。